

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
(風俗営業の許可に係る営業制限地域)			(風俗営業の許可に係る営業制限地域)		
第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。			第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。		
一 (略)			一 (略)		
二 前号に規定するもののほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院若しくは診療所（患者を入院させるための施設を有しないものを除く。）（第九条において「病院等」という。）、図書館法（昭和三十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に規定する公園のうち都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二条第一項第一号に規定する都市公園であつて三重県公安委員会規則で定めるもの（第九条において「特定公園」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる営業ごとに、同表の下欄に掲げる距離以内の地域（別表第一に掲げる区域を除く。）			二 前号に規定するもののほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院若しくは診療所（患者を入院させるための施設を有しないものを除く。）（第九条において「病院等」という。）、図書館法（昭和三十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に規定する公園のうち都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二条第一項第一号に規定する都市公園であつて三重県公安委員会規則で定めるもの（第九条において「特定公園」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる営業ごとに、同表の下欄に掲げる距離以内の地域（別表第一に掲げる区域を除く。）		
都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所	法第二条第一項第一号から第四号までの営業	七十メートル	都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所	法第二条第一項第七号までの営業	七十メートル
その他の地域に設ける営業所	法第二条第一項第一号から第四号までの営業	百メートル	その他の地域に設ける営業所	法第二条第一項第七号までの営業	百メートル
	法第二条第一項第五号の営業	七十メートル		法第二条第一項第八号の営業	七十メートル
2 祭礼、縁日その他臨時の催し等により三月以内の期間に限つて営む法第二条第一項第四号又は第五号の営業及び列車等により常態として移動する			2 祭礼、縁日その他臨時の催し等により三月以内の期間に限つて営む法第二条第一項第七号又は第八号の営業及び列車等により常態として移動する		

風俗営業については、前項の規定は適用しない。

(習俗的行事その他の特別な事情のある日時)

第四条 法第十三条第一項第一号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る法第十三条第一項第一号の条例で定める地域及び同項の条例で定める時はそれぞれ当該各号に定める地域及び時とする。

一 一月一日 県内全域において午前六時

二・三 (略)

(午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

第四条の二 法第二条第四項の接待飲食等営業につき、法第十三条第一項第二号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日以外の日にあつては午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第二に掲げる区域とし、同項の条例で定める時は、午前一時とする。

(風俗営業の営業時間の制限)

第五条 法第二条第一項第四号の営業(まあじやん屋を除く。)は、県内全域において、午前六時後午前九時までの間、これを営んではならない。ただし、第四条第一号に掲げる日にあつては、この限りでない。

2 法第二条第一項第四号及び第五号の営業は、第四条第三号の三重県公安委員会規則で定める日にあつては前条に掲げる地域(同規則で定める地域に該当する地域を除く。)において、午前零時から午前一時までの間、これを営んではならない。

(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制数値)

第六条 法第十五条(法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
第一種低層住居 専用地域	五十五デ シベル	四十デシ ベル	四十デシ ベル
第二種低層住居			

風俗営業については、前項の規定は適用しない。

(習俗的行事その他の特別な事情のある日時)

第四条 法第十三条第一項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同項の条例で定める地域及び時はそれぞれ当該各号に定める地域及び時とする。

一 一月一日 県内全域において日出時

二・三 (略)

(午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

第四条の二 法第二条第四項の接待飲食等営業につき、法第十三条第一項の習俗的行事その他の特別な事情のある日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第二に掲げる区域とする。

(風俗営業の営業時間の制限)

第五条 法第二条第一項第七号の営業(まあじやん屋を除く。)は、県内全域において、日出時から午前九時までの間、これを営んではならない。ただし、第四条第一号に掲げる日にあつては、この限りでない。

2 法第二条第一項第七号及び第八号の営業は、第四条第三号の三重県公安委員会規則で定める日にあつては前条に掲げる地域(同規則で定める地域に該当する地域を除く。)において、午前零時から午前一時までの間、これを営んではならない。

(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制数値)

第六条 法第十五条(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
第一種低層住居 専用地域	五十五デ シベル	四十デシ ベル	四十デシ ベル
第二種低層住居			

専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域			
商業地域	六十五デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
その他の地域	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル
備考	一 (略) 二 「昼間」とは、午前六時後午後六時前の時間を、「夜間」とは、午後六時から翌日の午前零時前の時間を、「深夜」とは、午前零時から午前六時までの時間をいう。		

2 法第十五条（法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（風俗営業者の遵守事項）

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～四 (略)

五 法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業者（以下この条において「第四号営業者」という。）及び同項第五号の営業を営む風俗営業者は、営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

六 第四号営業者（まあじやん屋を除く。次号において同じ。）は、客に提供した賞品を買い取らせないこと。

七 第四号営業者は、営業所において客に飲酒をさせないこと。

（年少者の立入りの制限）

第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせると

専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域			
商業地域	六十五デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
その他の地域	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル
備考	一 (略) 二 「昼間」とは、日出時から日没時までの時間を、「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間を「深夜」とは、午前零時から日出時までの時間をいう。		

2 法第十五条（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（風俗営業者の遵守事項）

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～四 (略)

五 法第二条第一項第七号の営業を営む者（以下この条において「第七号営業者」という。）及び同項第八号の営業を営む者は、営業所でとばく類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

六 七号営業者（まあじやん屋を除く。次号において同じ。）は、客に提供した賞品を買い取らせないこと。

七 七号営業者は、営業所において客に飲酒をさせないこと。

（ゲームセンター等の年少者の立入りの規制）

第八条 法第二十二号の条例で定める年齢は十六歳とし、時は午後六時とする。

きは、保護者の同伴を求めなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)

第十一条 法第二条第六項第一号の営業又は同項第二号の営業は、県内全域において、深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）これを営んではならない。

2 法第二条第六項第三号の営業又は同項第五号の営業は、別表第一に掲げる区域内においては午前一時から午前六時までの間、同表に掲げる区域以外の地域においては深夜、これを営んではならない。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)

第二十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

一 別表第二に掲げる区域

二 第九条に規定する病院等及び児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち深夜において児童を入所（入院を含む。）させるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる距離の範囲外にある地域

<u>都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所</u>	<u>七十メートル</u>
<u>その他の地域に設ける営業所</u>	<u>百メートル</u>

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第二十四条 特定遊興飲食店営業は、県内全域において、午前五時から午前六時までの時間においてその営業を営んではならない。ただし、第四条第一号に掲げる日にあつては、この限りでない。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第二十五条 第七条第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。この場合において、第七条第五号中「法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業者（以下この条において「第四号営業者」という。）及び同項第五号の営業を営む風俗営業者」とあるの

(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)

第十一条 法第二条第六項第一号の営業、同項第二号の営業又は同項第六号の営業は、県内全域において、深夜（午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。）これを営んではならない。

2 法第二条第六項第三号の営業又は同項第五号の営業は、別表第一に掲げる区域内においては午前一時から日出時までの間、同表に掲げる区域以外の地域においては深夜、これを営んではならない。

<p>は、「<u>特定遊興飲食店営業者</u>」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)</p> <p><u>第二十六条</u> (略)</p>	<p>(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)</p> <p><u>第二十三条</u> (略)</p>
<p>(<u>風俗環境保全協議会を置く地域</u>)</p> <p><u>第二十七条</u> 法第三十八条の四第一項の条例で定め</p>	
<p>る地域は、別表第二に掲げる区域とする。</p> <p>別表第二 (第四条、第四条の二、第五条、<u>第二十三</u></p> <p><u>条、第二十七条</u>関係)</p>	<p>別表第二 (第四条、第四条の二、第五条関係)</p>
<p>一～四 (略)</p>	<p>一～四 (略)</p>
<p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>